

生活福祉常任委員会会議録

平成19年 1 月23日

場 所 第1委員会室

平成19年1月23日（火曜日）

午前10時2分開会

会議に付託された議案等

○地域生活行政及び福祉保健行政に関する調査

○その他報告事項

- ・平成18年の本県における交通事故の発生状況について
- ・文化振興施策の推進について
- ・宮崎交通のバス路線廃止に係る対応方針について
- ・貨物船「南王丸」の週2便細島寄港及び東京直行の開始について
- ・スカイネットアジア航空に対する産業再生機構の支援終了について
- ・鳥インフルエンザへの対応状況等について
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正について
- ・「障害者の就労に関する調査報告書」について

出席委員（8人）

委員	長	中野一則
副委員	長	宮原義久
委員		川添睦身
委員		黒木次男
委員		井本英雄
委員		内村仁子
委員		太田清海
委員		井上紀代子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

地域生活部

地域生活部長 村社秀継

地域生活部次長
(文化・啓発担当) 黒岩正博

地域生活部次長
(地域政策担当) 黒木康年

地域生活部次長
(交通・情報・国際担当) 山田教夫

部参事兼生活・文化課長 日高勝弘

交通安全対策監 湯地幸一

文化・文教企画監 岡村巖

総合交通課長 加藤裕彦

福祉保健部

福祉保健部長 河野博

福祉保健部次長
(福祉担当) 田中六男

福祉保健部次長
(保健・医療担当) 山内正輝

部参事兼福祉保健課長 内栢保博秋

児童家庭課長 松田豊

障害福祉課長 霧田歳明

衛生管理課長 川畑芳廣

健康増進課長 相馬宏敏

健康増進課部副参事 瀧口俊一

事務局職員出席者

議事課主幹 野間純利

総務課主任主事 児玉直樹

○中野一則委員長 ただいまから生活福祉常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則委員長 それでは、そのように決定いたします。なお、本日の執行部の出席につき

ましては、部長及び次長は全員出席であります
が、その他につきましては、報告事項に係りの
課長及び対策監のみの出席となっておりますの
で、あらかじめ御了承をお願いいたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時3分再開

○中野一則委員長 委員会を再開いたします。

報告事項の説明を求めます。なお、委員の質
疑は執行部の説明がすべて終了した後にお願
いいたします。

○村社地域生活部長 それでは、お手元に配付
しております生活福祉常任委員会資料により御
説明させていただきたいと思っております。

表紙をめくっていただきまして目次をごらん
いただきたいと思います。今回の報告事項は5
件でございます。まず、第1点でございますが、
平成18年の本県における交通事故の発生状況
についてでございます。昨年の県内における交
通事故発生状況は、件数、負傷者数とも減少し
たわけでございますけれども、死者数が18名増
加しておりまして、増加率で全国ワースト3と
なるなど依然として大変厳しい状況でござい
ます。本日はその概要について御説明いたし
ます。

次に、2点目でございますが、文化振興施策
の推進についてであります。「文化情報みやざ
き」ホームページや「みやざきアーティストバ
ンク」の募集など文化振興施策の推進状況に
つきまして御説明をいたします。

次に、総合交通に関しまして3件御報告い
たします。まず、第1点目は、宮崎交通のバ
ス路線廃止に係る対応方針についてでござい
ます。昨年の6月、宮崎交通から申し出のあ
りましたバス路線の廃止につきまして、この
たび宮崎県

バス対策協議会の対応方針がまとまりました
ので、御報告をいたします。

次に、2点目でございますが、貨物船「南
王丸」の週2便細島寄港、東京直行開始につ
いてでございます。貨物船「南王丸」につ
きましては、昨年8月から週1便、細島港に
寄港しておりましたけれども、県からの引き
続きの要請にこたえていただきまして、今
月22日、きのうのことでございますけれ
ども、きのうから細島寄港を週2便に増便
するとともに、大阪への寄港をやめまし
て、細島港から東京直行便となりましたこ
とから、その概要を御説明いたします。

次に、3番目でございますけれども、スカ
イネットアジア航空に対する産業再生機構
の支援終了についてでございます。産業再
生機構におきましては、去る12月26日、
保有するスカイネットアジア航空の全株
式を宮交エアグランドサービス株式会
社に譲渡するとの決定を行いました。この
決定によりまして、スカイネットアジア航
空に対する産業再生機構の支援が終了す
ることになりますことから、その概要を報
告するものでございます。

以上の報告事項の詳細につきましては、担
当課長から説明いたします。私からの説明
は以上でございます。

○湯地交通安全対策監 平成18年の本
県における交通事故の発生状況について説
明いたします。

資料の1ページをお開きください。この
資料は警察本部の分析結果に基づき、作
成しております。資料の中で、平成18年
の死者数を除く数値等につきましては概
数でありますので、その点、御了解を
お願いいたします。まず、1の交通事
故発生状況の推移をごらんください。表
の左端、上から2段目の発生件数、3段
目の負傷者数はともに前年を下回って
おります。一番下

の死者数につきましては96人で、全国的には51年ぶりに6,000人台前半と大幅に減少する中、本県は平成17年に比べ大幅に増加し、18人の増となっております。

次に、2の交通事故の死者、重傷者の年別推移をごらんください。この表には過去5年間の死者数と重傷者数及びそれらの全死傷者数に占める比率を年別に示しております。表の上から3段目にある重傷者数の欄をごらんください。平成14年以降増減を繰り返しておりますが、右端の平成18年は461人と、前年に比べ大幅に減少しております。一番下の段をごらんください。身体に大きなダメージを受けた負傷者が結果として死者数の増減に大きく影響していることを踏まえ、死者数と重傷者数の合計とその全死傷者数に占める比率を年別に示したものであります。平成14年の8.1%から平成18年の4.4%まで毎年着実に減少していることが御理解いただけると思います。

次に、3の交通死亡事故の特徴をごらんください。まず、原因別では、(1)に記載しておりますとおり、わき見など、ハンドル・ブレーキ操作不適及び安全不確認を原因とする死者の割合が83%と大部分を占めております。年齢別では、(2)に記載しておりますとおり、高齢者の死者の割合が46%と約半数を占めております。また、飲酒絡みの事故による死者が、(3)に記載しておりますとおり、全体の13%を占めております。次に、(4)に記載しておりますとおり、四輪車乗車中の死者52人のうち約半数の24の方がシートベルトを着用しておりませんでした。最後に、道路横断中などの死者は、(5)に記載しておりますとおり、歩行者が27人、自転車乗りが8人、犠牲者となっております。

続きまして、4の交通死亡事故の主な原因を

ごらんください。死亡事故の原因のトップがわき見など、次がハンドル・ブレーキ等の操作不適となっております。運転者のちょっとした不注意が重大な結果につながっているものと思われれます。

資料の説明は以上のとおりでございますが、先ほど部長も言いましたように、死者が急増し、その増加率が全国ワースト3位という残念な結果となったことを県といたしましては厳しく受けとめております。特に近年、年間死者の約半数を占めている高齢者の死者数の推移を厳しく受けとめ、本年も高齢者を中心とした体験型の交通安全教育に取り組むこととしております。また、警察が行う事故分析結果を県民に対してタイムリーに発信するなど、昨年にも増して警察や市町村を初めとする関係機関・団体との連携を強化し、県民の交通安全意識の高揚に努めてまいり所存でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○岡村文化・文教企画監 それでは、文化振興施策の推進につきまして御説明させていただきます。

常任委員会資料の3ページをお開きください。昨年3月に策定いたしました新しい本県の文化振興ビジョンに基づきまして、県民の方だれもが気軽に文化を楽しめる環境づくり、また文化を担う人づくりを目指しまして、文化振興に係る新たな取り組みを推進しておりますので、御説明させていただきます。まず、1番のアーティストバンク基盤整備事業についてであります。県内各地におきまして、日ごろ文化に触れる機会が少ない地域等においても県民に文化を鑑賞する機会を提供し、また県内で活躍するアーティストに対して芸術文化活動の発表機会を拡充するため、県内のアーティストを登録、また紹

介し、出前公演などを促進する仕組みでありますアーティストバンクを推進しているところでもあります。当事業につきましては、県とNPOとの共同事業として実施しております。宮崎文化本舗が事務局になっております。(1)の登録アーティストについてであります。プロ、アマを問わず、県内の個人、グループ、団体等を幅広く募集しております。また、分野につきましても、音楽を初め、写真、演劇、美術などさまざまなニーズにおこたえできるようにしていきたいと考えております。(2)の活動内容でございますが、本年度はアーティストの募集、登録、広報及び出前公演の試行等を行うこととしておりまして、そのような中で運営上の課題等を整理いたしまして、平成19年度から本格稼働する予定としております。

なお、現在、登録を呼びかける広報活動を一生懸命やっているところがございますけれども、添付資料がございますとおり、1月末には県内3地区に分けて県内各地で事業説明会を予定しております。このようなアーティストバンクの整備によりまして、病院や学校、公民館などへの出前公演が促進され、子供から高齢者、また障がい者の方等を含め、県内全域で芸術文化に親しめるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、2番目の元気になる文化情報発信事業であります。これは、本年度の新規事業といたしまして、文化情報のワンストップサービス化を目指しまして事業を推進しているものであります。県民の方がより文化に親しみ、豊かで潤いのある生活が送れるように、県内の文化イベント情報とか県内文化振興事業等の各種の情報を一括して掲載したホームページを12月20日に開設したところでございます。(1)の主な掲載

内容でございますけれども、県内のさまざまな文化イベント情報、県の文化行政担当課の所掌事務とか、文化施設、また文化団体等のホームページへのリンクの欄等、さまざまな内容となっております。(2)の情報収集・提供につきましては、県庁内の情報はもちろんですが、市町村、文化施設、また文化団体等に幅広く情報提供をお願いしております。それらの情報を集約し、随時更新を行いながら、県内各地の文化情報をタイムリーに提供できますよう努めているところであります。なお、別添資料として「文化情報みやざき」のトップ画面を添付しておりますが、左上のカレンダーの日付をクリックしていただきますと、その日の文化行事がすべて表示されるということとか、クリックしていただくと次の情報に行く欄等もございます。使いやすい仕組みとなっておりますので、これは県庁のホームページのトップ画面からアクセスできるようになっておりますので、ぜひごらんいただければと思います。

文化振興施策の推進につきましては、以上でございます。

○加藤総合交通課長 御説明いたします。

委員会資料の5ページをお開きください。宮崎交通のバス路線廃止に係る対応方針についてであります。昨年6月、宮崎交通から宮崎県バス対策協議会に対しまして次のとおり申し出がございました。廃止対象は13系統20区間、関係市町村は、本県県北地域の8市町村と熊本県の1町の計9市町村でありまして、廃止の時期は本年4月1日からということでありました。

この申し出に対するこれまでの取り組みであります。県バス対策協議会では関係する3つの地域分科会ごとに関係市町村、国、県、宮崎交通で構成するバス路線対策会議を設置しまし

て対応を検討してまいりました。①に記載していますように、各路線の利用状況を把握するため、宮崎交通から提供されたデータの分析や市町村職員が実際にバスに乗り込んでの現地調査、さらに沿線住民へのアンケート調査を行い、利用される時間帯や区間などの確認を行いました。また、必要に応じ、自治会座談会を開催し、住民から直接バスに対する要望について聞き取りを行いました。次に、②ですが、利用状況や住民の利便性、新たに発生する自治体の財政負担等を踏まえ、対応策の検討を行いました。具体的には、宮崎交通が引き続き運行するための条件の整理、コミュニティバスなどの代替交通手段の検討、あるいは存続する場合の運行区間や運行回数の検討などを行いました。また、バス路線の維持確保には利用促進が重要ですので、そのための方策の検討もあわせて行っているところでございます。これらのバス路線対策会議での検討結果について、今月15日に開催いたしました県バス対策協議会におきまして各地域分科会から報告を受け、県バス対策協議会としての対応方針を決定したところです。

その対応方針ですが、申し出のあった13系統のうち、廃止した場合、住民生活に影響が大きい8系統については、宮崎交通に補助することやコミュニティバスを運行することによりバス路線を存続させることといたしました。このことにより住民生活に必要な交通手段の確保が図られたものと考えております。なお、残りの5系統については利用者が少なく、利用できる他の系統があるなどの理由から、廃止もやむを得ないとしたところです。

次のページをお開きください。今回の廃止対象路線を3つの地域に分けて記載しておりますが、主なものについて御説明いたします。まず、

延岡地域です。延岡地域では7つの系統について廃止の申し出がなされましたが、このうち、3つの系統が存続することになりました。1番の延岡―熊田―黒内という系統ですが、これは、延岡市内から北川町中心部を經由して大分県境の黒内地区までを結ぶものでありまして、大分行きの特急バスを除いては唯一の路線バスであります。この系統は2つの区間に分けて対応策を講じ、存続させることとなりました。まず、小学生の通学や高齢者の通院などで利用の多い延岡―熊田間については、土曜、日曜、祝日の便数を減便した上で延岡市が宮崎交通に運行欠損額の補助を行い、存続いたします。次に、熊田―黒内間につきましては、現在、北川町が直営で運行しておりますコミュニティバスの路線を一部変更いたしまして、沿線住民の交通手段を確保いたします。

次に、日向地域です。日向地域では4つの系統について廃止の申し出がなされましたが、3つの系統が存続することとなりました。9番のロックタウン日向―南郷温泉―神門ですが、これは、日向市内から旧東郷町の中心部を經由して旧南郷村までを結ぶ系統であります。この系統と8番の系統が廃止されますと、旧東郷町と旧南郷村を結ぶ路線バスがなくなり、日向市内の高校への通学や高齢者の通院に大きな影響が出る懸念されましたが、これについては国と県の補助制度を活用した上で日向市と美郷町が宮崎交通に運行欠損額の補助を行い、存続を図ることとなりました。

次に、西臼杵地域ですが、廃止の申し出があった2つの系統のいずれについても存続することとなりました。これらの系統は高千穂町から五ヶ瀬町中心部を通り、熊本県山都町を經由し、五ヶ瀬町の波帰地区までを結ぶものであります。

これらが廃止されますと、主として五ヶ瀬町の小中高校生の通学や高齢者の通院に大きな影響が出るのが懸念されましたが、区間を2つに分けて交通手段を確保することとなりました。まず、比較的利用の多い高千穂—五ヶ瀬町病院間につきましては、県の補助制度を活用した上で高千穂町と五ヶ瀬町が宮崎交通に運行欠損額の補助を行い、存続を図ります。次に、五ヶ瀬町病院—波帰間につきましては、ことしの9月末までは当面五ヶ瀬町が宮崎交通に運行欠損額の補助を行い、存続を図った後、10月からは五ヶ瀬町がコミュニティバスを運行させて住民の交通手段を確保することとしています。なお、このコミュニティバスの導入に当たりましては、県の地域バス再編支援事業を活用することとしており、現在、町において運行計画の策定などを急いでいるところです。

今回のバス路線の廃止申し出に対する対応方針につきましては以上のとおりですが、バス事業者を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、今後バス路線の維持をバス事業者のみに頼ることは困難な状況にあると考えております。このため、これからはコミュニティバスなど、より低コストで地域の実情に応じ、将来にわたって安定的に運行できる交通システムを地域みずからが構築していく必要があると考えております。県としましては、今後ともそうした市町村の取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、7ページをごらんください。貨物船「南王丸」の週2便細島寄港及び東京直行開始についてであります。この「南王丸」は、1の「南王丸」の航路再編に掲げております図のAのとおり、従来油津港から大阪、東京に向けて日曜日と水曜日の週2便が定期運航されておりました。

たが、県からも要望を行いました結果、図のBのとおり、昨年8月20日から週1便日曜日に油津港を出港する便が細島港に寄港するようになりました。さらに、今回、図のCのとおり、昨日から週2便とも細島港に寄港することとなり、またこれに合わせまして大阪港への寄港を休止し、細島港から東京への直行便となりました。

裏面8ページをごらんください。右上の表に運航ダイヤを掲載しております。入出港時間の欄の左側が入港時刻で右側が出港時刻です。また、各曜日の欄の黒丸が油津港、細島港、東京港への寄港を示しております。まず、油津港の上の方の行をごらんください。油津港を日曜日の深夜2時、つまり月曜日の午前2時に出港する便は細島港に月曜日の朝7時に入港し、同日の午後2時に出港します。そして東京港に火曜日の夜7時に到着いたします。次に、油津港を木曜日の午後2時に出港する便は細島港に木曜日の夜7時に入港し、同日の夜11時に出港します。そして、東京港に土曜日の朝8時に到着いたします。

7ページにお戻りください。2の「南王丸」の概要ですが、運航主体は王子製紙の関連会社でありまして、「南王丸」の輸送スペースの8割をチャーターしている王子物流株式会社と「南王丸」を所有、運航している川崎近海汽船株式会社であります。積み荷については、12メートルシャーシ換算で126台分の輸送能力を持っておりますが、上り荷は主に王子製紙の紙製品を輸送しており、下り荷は王子製紙の原料や工場ボイラーの燃料となる廃タイヤチップを中心に輸送しております。また、細島港からの積み荷につきましては、旭化成等の工業製品を中心に木材や果汁類などで1便当たり12メートルシャー

シ35台程度、年間3,500台程度を見込んでいるということでもあります。

最後に、3の今回の航路再編のポイントではありますが、この航路再編によりまして、17年6月のカーフェリー京浜航路の休止以降途絶えていた本県から関東向けの直行航路が週2便体制で運航されることとなりました。また、「南王丸」のこれまでの細島―東京の所要時間38時間が月曜の細島発便で29時間、木曜の細島発便で33時間に大幅に短縮されることとなりました。さらに、これまで細島港からの出港が日曜日のみだったものが平日の月曜日と木曜日に出港することとなり、輸送能力の大幅な拡充と利便性の向上が図られることになりました。「南王丸」につきましては以上でございます。

次に、資料にはございませんが、前回の委員会で御説明いたしましたブルーハイウェイライン西日本のカーフェリー宮崎港就航計画につきまして御報告いたします。これまで会社側の説明としましては、ことし4月からの就航を希望しているとのことでありました。しかしながら、地元志布志市や宮崎県側の関係先との調整に時間を要するとの理由でことし10月からの就航に計画を変更したいとの連絡がありましたので、御報告いたします。

次に、委員会資料の9ページをお開きください。スカイネットアジア航空に対する産業再生機構の支援終了についてであります。まず、1の支援決定以降の主な経緯であります。平成16年6月に産業再生機構の支援が決定し、34億円の出資や人材の派遣等により事業再生の取り組みが行われてきました。17年4月には機体整備を主体とした全日本空輸との業務提携を行い、同年8月には第3路線となる長崎―東京線に就航しました。そして、昨年4月からは全日本空

輸との共同運航が開始されました。さらに、昨年8月と9月には機材トラブルが多かった2機の機材を入れかえ、就航率の向上が図られたところ です。

このような取り組みの結果、2の最近の利用状況の表の一番下の欄にありますとおり、3路線合計の利用率は、本年度の上期、4月から9月までは伸び悩んでおりましたが、機材入れかえ後の10月以降は10月が70.1%、11月が74.3%と大きく改善しております。

次に、3の産業再生機構のSNA株式譲渡の概要であります。このようにSNAの事業再生に一定のめどが立ったことから、産業再生機構ではSNAに対する支援を終了することとし、昨年12月26日に産業再生機構が保有するSNA株式を地元企業である宮交エアグランドサービス株式会社に譲渡することを決定いたしました。なお、宮交エアグランドサービスは、資料の一番下にありますとおり、宮交ホールディングスが出資し、設立された会社であります。今回の決定において株式の譲渡先に地元企業が選定されたことによりまして、SNAは今後とも地元の航空会社として存続することとなりました。県といたしましては、SNAには引き続き地元へ貢献する低運賃の航空会社として県民の利便性向上や本県産業の活性化に貢献していただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○中野一則委員長 説明が終了いたしました。質疑はありませんか。

○川添委員 アーティストバンクというのは宮崎県の底辺を強めて広くしていく基盤整備としてはいいことだと思います。文化庁がやっております例えば古典の劇場だとかというものが博多か熊本か鹿児島か、鹿児島も毎年は来ないと

思います、宮崎は素通りなんです。例えば都城の文化ホールができました。県立劇場は前からできているんですが、歌舞伎なんかやろうとしたときに、例えば花道がどうだとか、真ん中のあれないとか、不備な面はあるんです。それはそれでどうするかというのを私、前から提案しているんですが、ああいうものを臨時的に花道を真ん中に入れるとか、そういうものやらないと、頭から宮崎の劇場はだめだというふうになってしまう。対応してイスをどかしてでもしますよという最低の条件整備をせんと、素通りになるということなんです。底辺の話は、前段はいいですよ。年に1回でもいい、2回でもいい、大きな地区で延岡でもやるとか、あるいは宮崎でやる、都城でやるという、会館がなければだけれども、都城もできたし、できると思うんです。そういう誘致運動、段取り、そういうものがもう少し……。あきらめムードじゃないかと思うので、その辺はどうですか。

○岡村文化・文教企画監 歌舞伎につきましては、ことし1回行われておりますけれども、確かに御指摘のとおり、今の芸術劇場の施設では花道は横の方しかとれないということで、十分ではないということで、御指摘を受けて事務的にいろいろ検討はしております。具体的には、かなりの工事をやはり要するというごさいまして、他県の状況とかも勉強させていただいたりしているんですけれども、仮設の場合、常設の場合、あるようなんですが、仮に仮設の場合でも、座席を移動可能なものに取りかえる経費とか、揚げ幕内の待機場所として確保するためには一定の工事をしてそのあたりを確保しないといけないということ、また仮設にした場合は準備作業に大きな手間がかかる。いろんなことがありまして、かなりの予算規模が必要に

なってくるということで、まだ現在のところはなかなか具体化していないところでございます。今回も歌舞伎はこういう条件の中では芸術劇場でやっていただいたんですが、今ある宮崎の芸術劇場にしる、ほかの都城のホールにしる、そういう中でそういうものがどういうやり方があるのかということについては引き続き一生懸命勉強していきたいと考えております。以上でございます。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

○井本委員 綾なんか芸術家がえらく集まっているという話は聞くんですけども、私の私的な感じなんですけれども、青島あたりを特区か何かにして、あの辺の再生のためにもあの辺を芸術家村とか何かしたらあの辺の雰囲気はいいなといつも思っているんですけども、これは宮崎市が実際やらないかんようなことでしょうかけれども、芸術家村というか、そんなものの構想とかそういうものはないんですか。

○岡村文化・文教企画監 今、御指摘の点は、特に昨年作成いたしました文化振興ビジョンの中でも、文化を生かした地域づくりというのは一つの大きなテーマとして考えておりまして、綾が一番そのいい例なんですけれども、そのようなものできないかというのは、いろいろな文化を考える懇談会とか持っておりますけれども、そういう中でも御意見がありますので、まだ具体化はしておりませんが、いろいろ勉強していかなければいけないと考えております。

○井本委員 「南王丸」の貨物船のことについてお聞きしますが、BからCに変わったということは、当然向こうは採算性が合うということであろうと思いますが、これに対して県は助成は全くなしでやっているわけですね。

○加藤総合交通課長 今回の件につきまして、「南王丸」については、上り荷、下り荷とも十分荷があるということで、採算のとれる航路でございまして、特に県からのいろんな支援の要請はございません。

○井本委員 わかりました。

○井上委員 スカイネットアジアのことなんですけれども、スカイネットアジアが就航するという会社設立以降、県としては総額どのくらい支援したことになりますか。出どころが違ったとしてもです。

○加藤総合交通課長 県からの補助金といたしまして、就航支援ということで平成14年に8億円、県から補助金を出しております。それと県の関連します県中小企業等支援ファンドから2億円の投資、これは平成16年に出しております。県の関連する支援としては以上です。

○井上委員 スカイネットアジアに関して言えば、今後どういう形になるかはまだ注目しないといけないと思うんです。今後このままちゃんといけるかどうかというのには疑問視する点もいっぱいあるのでちょっとわからないんですけれども、今後県がスカイネットに対して何か支援をしていくということについては一切考えていないというふうに理解していいですか。

○加藤総合交通課長 今のところ考えておりません。

○井上委員 わかりました。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

○太田委員 生活・文化課の交通事故の発生状況等の報告がありますが、これは既に議論済みのことかもしれませんが、こういった交通事故関係というと普通、警察業務かなと思って、生活・文化課がこの業務を持った方がより効果が上がるんだという存在の意義といえますか、そ

ういったのはどうでしょうか。この業務について警察で本来やるべきかなと思ったものですか。

○湯地交通安全対策監 私も警察の方から出向してまいっておりますが、実際に県の働きかけによって交通安全計画を策定し、そして市町村が現実住民の方々を地方自治体として管轄しているものですから、そういった意味で、重大な事故が発生した場合に危機感をあおって、地域住民の方にそれを広報発信して今後ないように努めていくということにとっては自治体の活用というのは非常に大事であると。これはまた警察の方も警察本部から統計をまとめたものを、あるいは警察署単位での事故の発生を踏まえて、各市町村に対してこういう実態ですよということを流したりするものですから、両方とも非常に重要な役目を果たしていると。県としましても、いろんな広報啓発、四季の交通安全運動、春、夏、秋、年末、この安全運動の実施要綱を作成して県下に呼びかける。それから、いろんな飲酒絡みの旬間策定に関する、暴走族の抑止に関する、すべて県民の生命、身体、財産の保護という観点から自治体としてもそれに取り組んでいくという意味で意義はあるというふうに考えております。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

○宮原副委員長 「南王丸」について2～3点聞かせてほしいんですが、今月22日からということは第1便は出ているんですが、35台シャーシで載るということなんです、実際のところ利用はどうだったんでしょうか。

○村社地域生活部長 きのう初便だったわけなんですけれども、きのうたまたま川崎近海の社長さんお見えになられまして、細島からの便は満杯でございましたという御報告を受けております。

これからもこのような形でせつかく2便体制で
きましたので、活用を広く呼びかけていき
たいと思いますし、できれば農政水産部等
にも農産物等の輸送ができないのかどうか
とか、いろんなことを県庁全体で取り組
みをしてまいりたいというふうに思っ
ているところでございます。

○宮原副委員長 満杯ということで大変いい
ことだと思うんですが、実際、利用料金が
フェリーとは多少違うんですか。料金体
系はどうなっているんでしょうか。

○加藤総合交通課長 フェリーと今回のい
わゆるローロー船、貨物船では、平均し
て1万ぐらいローロー船の方が安いとい
うことでございます。

○宮原副委員長 出港の曜日によって運航
時間が29時間、33時間、この差とい
うのは何なんですか。

○加藤総合交通課長 1点には、それぞ
れの港に着ける時間の都合もございま
すので、その曜日に合わせて差が出て
くるということでございます。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

○黒木次男委員 今回の関連ですけれど
も、カーフェリーでありますけれど、
見てみますと工業製品が主であるよう
ですが、また積み荷も満杯というよう
なことです。過去においては農産物も
カーフェリーで送って、朝の市場で競
り落としたものを翌日の東京の市場に
出せるという状況であったわけで、こ
れは満杯であるということだと、農
産物、例えば里芋とかキュウリとか
そういう生鮮食料品なんかを送るには
まだ便数が足りないんじゃないかと思
うわけですが、こういうようなところ
はどうでしょうか。

○加藤総合交通課長 おっしゃるとおり
でして、

農産物、特に青果物についてはやはり
週2便ということでは利用しづらいも
のがあるかと思っております。そうい
った意味で、今のところ農産物は載
ってないんですけども、今後、今2
便就航ですけれども、この便につきま
しても荷物を安定的に載せることによ
って増便等のお願いをしていきたい
というふうに考えております。

○中野一則委員長 交通事故の発生状
況については説明がございましたが、
お聞かせ願いたいと思います。死者
、重傷者の数値が、比率が発表され
ましたが、この数値というのは、指
数のあらし方は今までもあったん
ですか。

○湯地交通安全対策監 警察の方で
統計上は出しております。それに基
づいてつくっております。

○中野一則委員長 これのねらいとし
るのは、何をあらわすわけですかね。

○湯地交通安全対策監 この数値は、
先ほどちょっと言いましたけれど、
結果として死者になる事故、これ
を考えると、ダメージの大きな事
故全体を見ていかないと死者の変
動は考えられないというとらえ方
をしていますが、昭和47年には171
名が亡くなって、現在は100名以
下で一応推移はしています。ただし
、22年をめぐって61人以下に
したいということで、死者数を検
討しているんですが、それを重傷
者を含めて考えると、現在は96
名の死者でしたけれども、重傷者
を含めて考えると年々減少傾向に
はあるので、その辺を含めた今
までの対策というのを継続してい
けば、何とか目標達成になって、
死者ゼロに近づけていけるんじ
ゃないかということなのでこの
数値を出しております。結局ダ
メージの大きな事故も含めて減
らしていこうということなんです
。それが死者抑止につながって
いくのではないかとこの観

点から出してあります。

○中野一則委員長 ぜひ死者が17年度のように少なくなるように対策をお願いしたいと思いません。

それから、四輪車の乗車中に52名の死者のうちシートベルト非着用が24名ということでしたが、私たちが運転するときにシートベルトを着用していない運転手は見受けられないようにあるのに、高い比率で非着用とありますが、実際この非着用者というのは運転された人なのか、それとも同乗者なのか、その違いはどう分析されておるんですか。

○湯地交通安全対策監 非着用者の24名のうちの運転者の方が15名です。同乗中の方が9名という内訳になります。運転者と同乗者を合わせて24名というとらえ方をしております。

○中野一則委員長 全国に比較して宮崎県は非着用率というのは高いんですかね。

○湯地交通安全対策監 着用率というのは宮崎県の場合は高いです。死亡事故となった分析をした結果を見ると非着用率が高くなっていますが、一般のドライバーの確認をしていく段階では着用率は非常に高いという結果が出ております。ただし、死亡事故に発展した事故を見るとこういう結果が出ているということで、死亡事故を起こす車、この方の着用率が低いという、半数は着用していないという結果が出ております。

○中野一則委員長 やはり運転マナーとかそういうのが悪い人がこういう事故を起こす比率が高いというふうに思えばいいわけですね。

○湯地交通安全対策監 まさにそのとおりでございまして、わき見などとか、ハンドル・ブレーキ操作不適というのが主な原因となっております。4の番号で表にしていますが、わき見など

というのは、実際は前方不注意、動静不注視です。結局、歩行者、自転車を見てないというような事故が多いんですが、その結果として重大な結果が出て死亡事故に発展したということですしけれども、その裏に、わき見をするときのあるいはハンドル操作を誤るときのその時点でのスピードが、場所場所によって速度の差はありますが、速い。だから間に合わない。そしてシートベルトもしていないので死に至るといような結果につながっているんだと思われま

○中野一則委員長 非着用者で死亡率が高いわけですが、そういう層というのはこういう事故で分類されていると思いますから、そういう人たちの指導をぜひ強化していただくようお願いしたいと思います。

○湯地交通安全対策監 そのとおりでございまして、警察の方からの資料をもとに、警察はもちろん指導取り締まりを通じて行っていますが、県といたしましては、それを受けまして、市町村あるいは推進本部というのがありますので、民間を含めた推進本部98団体を通じて県民に浸透を図っていくという形で取り組んでまいりたいと思っております。

○中野一則委員長 次に、「南王丸」の件ですが、東京一細島に改善されたということですが、結局大阪港には寄港しなくなったんですが、その辺の影響というものは何もないんですかね。

○加藤総合交通課長 大阪につきましては、宮崎港から宮崎カーフェリーが出ておりますし、志布志からも出ておりますので、そちらの方が利用可能というふうに聞いております。

○中野一則委員長 もう1点お尋ねいたします。スカイネットアジア航空のことですが、宮交ホールディングスがここを支えることになったわけですが、宮交もつい先日、産業再生機構から支

援が終了しただけですね。そういうところがスカイネットを今度は支援するわけですが、宮交ホールディングスというのは経営力というか、資本金力というのは万全なんですかね。

○加藤総合交通課長 今回の場合、新たに宮交エアグランドサービスという会社をつくりまして、こちらの会社には今は宮交ホールディングスだけで出資しておりますが、今後、雲海と坂下組がそれぞれ出資して、最終的に2億円の資本金の会社にするということで聞いております。

○中野一則委員長 経営は大丈夫ということで理解しておけばいいですね。

○加藤総合交通課長 健全な経営をしていただけるよう期待しております。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則委員長 それでは、以上をもって地域生活部を終了いたします。執行部の皆様には大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前11時0分再開

○中野一則委員長 委員会を再開いたします。

報告事項の説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○河野福祉保健部長 それでは、11月定例会以降の福祉保健部関連の主な動きについて報告をさせていただきたいと存じます。

まず、委員会資料の表紙をめくっていただきまして1ページをごらんください。鳥インフルエンザへの対応状況等についての高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う対応についてであり

ます。去る1月11日に清武町の種鶏農場で発生いたしました高病原性鳥インフルエンザを疑う事例につきましては、16日に動物衛生研究所においてH5N1亜型のA型インフルエンザであることが確認されました。福祉保健部といたしましては、感染の疑いの報告を受けた時点から、人への感染防止対策として養鶏農場の従事者の健康状態の把握と疫学調査の実施、さらに発症した場合の対応体制の確保、及び防疫等の作業に従事する職員の感染防止の徹底に努め、本日現在も毎日、農場関係者や防疫等従事者の健康観察を行っております。また、人の健康や鶏肉、卵の安全に関することなど県民の不安に対応するため、1月12日に県内9保健所等に相談窓口を設置するとともに、県庁ホームページにも相談窓口等の情報を掲載しているところであります。

次に、3ページをお開きください。新型インフルエンザ対策の取り組みについてであります。鳥インフルエンザによる死亡例が世界各地に広がりつつあり、人から人に感染する新型インフルエンザ発生の危険性が一層高まっておりますことから、現在の取り組み状況について御報告いたします。詳細につきましては、後ほど健康増進課長から説明をさせていただきます。

次に、5ページをお開きください。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正についてであります。最近の海外における感染症の発生状況や保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、生物テロによる感染症の発生対策を含めた総合的な感染症予防対策を推進するため、昨年12月8日に改正法が公布されたところであります。詳細につきましては、後ほど健康増進課長から説明させていただきます。

次に、別冊でお配りしております資料をごらんください。障がい者の就労に関する調査報告書についてであります。昨年4月に施行された障害者自立支援法は、障がい者の地域移行を進め、就労促進などにより障がい者が自立して暮らすことのできる社会の実現を目指すものであります。障がい者の就労促進につきましては、従来から障害者雇用促進法等に基づき、宮崎労働局などの国の機関や商工観光労働部を中心に取り組んでいるところでありますが、今般の障害者自立支援法の施行を機に、労働、福祉、教育の各分野がこれまで以上に連携して障がい者の就労促進のための取り組みを強化していく必要があると考えております。そこで、このたび障がい者の就労の実態を把握するため、県内の民間事業所を対象にした実態調査を実施いたしましたので、その結果について概要を報告するものであります。詳細につきましては、後ほど障害福祉課長から説明させていただきます。

私の方からは以上でございます。

○霧田障害福祉課長 障がい者の就労に関する調査結果につきまして、先ほど部長が申しましたお手元に配付しております障がい者の就労に関する調査報告書に沿って御説明を申し上げたいというふうに思います。

1ページをお開き願いたいと思います。まず、調査の概要でございます。1の調査目的、これにつきましては、先ほど部長が御説明しましたので割愛させていただきます。

この調査は、県内の事業所約1万2,000カ所を対象に去年の8月、郵送によるアンケート形式で実施したものでございます。

3の調査対象先及び回収結果の合計欄をごらんください。県内には約5万6,000の事業所がございますので、その中から1万1,635事業所を抽

出いたしました調査しました結果、6,837カ所から回答をいただきました。回収率は58.8%となっております。表の左の欄に従業員数規模を記載しておりますけれども、(6)の50名以上から(9)の300名以上の事業所につきましては回収率も極めて高く、今回の調査結果は本県の障がい者雇用の実態を的確に把握しているものと考えられます。

次に、5ページをお願いしたいと思います。まず、障がい者を雇用している事業所の状況について御説明いたします。(1)の事業所の割合でございますけれども、有効回答数6,698に対しまして16.5%に当たる約1,100事業所が障がい者を雇用しております。(2)の雇用人数につきましては、全体で2,412人となっております。内訳では身体障がい者が1,846人と、全体の約8割を占めております。それから、(3)の雇用している理由といたしましては、社会的貢献が一番高くなっておりまして、従業員数56人以上の事業所に適用される、いわゆる法的な義務を理由とするものが28.4%となっているところでございます。

6ページをお開きください。(4)の障がい者の雇用形態といたしましては、正社員が約7割という非常に高い状況となっております。続いてパート、契約社員、そういう順になっております。(5)の1カ月の賃金でございますけれども、5万円以上が大多数でございまして、特に20万円以上が38%と一番高い割合となっております。(6)の従事している業務の内容といたしましては、一般事務、製品等の製造、こういうものが多く、その他の内訳といたしましては、清掃、介護、警備、以下そこに表示しているとおりとなっておりますのでございます。

続きまして、8ページをお開きください。次

に、障がい者を雇用していない状況について御説明を申し上げたいと思います。(9)にございますように、雇用していない理由といたしましては、バリアフリー化への対応、さらには障がい者をサポートする支援員がいない、いわゆる受け入れ体制によるものが一番多い状況でございます。次いで従業員数の少ない事業所においては特に経営面、4名とか5名とか少ないところにおきましては、経営面を理由とするものになっているところでございます。

9ページをごらんいただきたいと思います。過去に障がい者を雇用したことがある事業所につきましては、本県では1,171カ所で、有効回答数の20.9%となっております。また、(13)にありますように、障がい者が離職した理由といたしましては、業務面、さらには人間関係、こういうものが主なものでございまして、その他の理由といたしましては、病気などの自己都合あるいは定年退職、こういうものとなっているところでございます。

続きまして、10ページをお開き願いたいと思います。このページからは、今まで御説明いたしました調査内容をさらに詳しく記載したものでございますので、主な項目のみ御説明をいたしたいと思います。まず、従業員数規模別の雇用状況についてでございます。回答のあった事業所の16%に当たる約1,100事業所において障がい者を雇用しております。特に従業員数が1名から4名、こういう小さな事業所におきましては、割合がわずか3%というような状況でございます。300名以上の事業所におきましては86%となっております。従業員数が多いところほど雇用の割合が高いというふうになっているところでございます。

次に、11ページをごらんください。障がい種

別での雇用状況についてでございます。業種別の表をごらんいただきたいと思いますが、全体的に障がい者の方々につきましては、建設業とか製造業、卸小売、医療、福祉、サービス業、こういうところで多く雇用されております。

次に、15ページをお開き願いたいと思います。まず、従事している業務の特徴を障がい種別に見てみたいというふうに思っております。身体障がい者につきましては、一般事務、製品等の製造、さらには販売業務、こういうものが多くなっております。知的障がい者につきましては、製品等の製造を初め、清掃、洗濯・クリーニング、こういう業務に主についております。また、精神障がい者につきましては、製品等の製造というふうになっているところでございます。

次に、18ページをお開き願いたいと思います。この表につきましては、19ページとセットになった表でございまして、今後の障がい者の雇用見込み数を企業、事業所の規模別、業種別、障がい種別についてまとめたものでございます。全体的な形が19ページの合計欄の方になりますけれども、今後、全体で498名の雇用が見込まれております。500弱の数が見込まれております。そして、障がい種別では身体障がい者の方々が最も多く390名、次いで知的、精神、発達障がいというような順になっているところでございます。特に業種別につきましては、建設業とか製造業、運輸とか卸小売、医療、福祉、サービス業ということで、雇用実態と比例するような形の雇用見込みがあらわれているところでございます。

次に、20ページをお開き願いたいと思います。今回の調査につきましては、かなり大規模な調査を行ったわけでございますけれども、障がい者の雇用に関する問題点、課題点、こういうものにつきまして、事業所あるいは企業の方々か

ら忌憚のない御意見を自由記載ということでしたところでございます。その結果、約2,500の事業所から貴重な御意見を賜っております。お寄せいただいた御意見の中で特に多かったものをまとめておりますので、幾つか御紹介申し上げたいというふうに思っております。20ページの1番目でございますけれども、「障がい者についてはどのような能力を持った方がおられるかわからない。したがって、企業と障がい者をマッチングさせる場所があるとよい」という御意見、3番目でございますように、「障がい者その他の従業員との人間関係がうまくいくことが第一である。したがって、従業員に対する研修が必要である」という御意見、さらには、「障がい者にも甘えがあったり、協調性がなかったりする人がいる。あいさつや返事などの基礎的な教育が必要である」というような厳しい御意見も寄せられております。さらに、その下の「身体障がい者の場合につきましては、事業所のバリアフリーが必要で経費がかかる」といった御意見、さらには、「企業側において障がいや障がい者に対する知識が少なく、偏見やイメージで判断してしまう」といった御意見がございます。特にこの分については精神障がい者に対する方々の対応が非常に厳しいものがあるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

21ページをごらん願いたいというふうに思います。まず、1番目でございますけれども、「職場内で障がい者が気軽に相談できる人材が必要であるので、障がい者をサポートする人材の育成が大切である」あるいは「障がい者を安定的に雇用するためには、家族の理解と協力、企業と家族との連携、こういうものが大切である」というような御意見が寄せられているところで

ございます。

概要版ということで以上が調査内容の概要でございます。今後はこの調査結果を生かしながら、労働、教育などの関係機関との連携を一層強化するとともに、特に企業、福祉施設、障がい者団体などから成る官民一体の組織を立ち上げまして、障がい者の就労促進のための取り組みを一層強化してまいりたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○相馬健康増進課長 健康増進課でございます。

生活福祉常任委員会資料の1ページをお開きください。鳥インフルエンザへの対応状況等についてであります。初めに、今回の高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う対応について御報告いたします。

1月11日から16日までの対応の経過でございますが、2ページをごらんください。表には日付ごとに健康増進課及び衛生管理課関係と農政水産部関係の対応状況を記載しております。1月11日ですが、13時30分に宮崎家畜保健衛生所に高病原性鳥インフルエンザの疑いの届け出がございまして、健康増進課は15時30分にその報告を受取り、早速、宮崎家畜保健衛生所に職員を派遣し、農場従事者、農場従事者以外の立入者及び調査のために立ち入った家畜保健衛生所の職員のリストの提出を依頼したところです。また、衛生管理課におきましては、食肉衛生検査所長会議を開催いたしております。12日は、緊急の保健所長会議及び部内におきます新型インフルエンザ対策会議を開催しますとともに、農場従事者などの健康状態の把握と疫学調査の実施、また健康相談窓口の設置、タミフルの配置等を行いました。午後には農政水産部に高病原性鳥インフルエンザ対策本部が設置され、検体がつくば市の動物衛生研究所に搬送されたと

ころです。13日は、13日以前に既に立入調査や消毒作業に従事しておりました者の健康チェックや、農場周辺の住民向けのチラシを作成いたしまして清武町等に提供したところでございます。この日の18時に動物衛生研究所においてH5亜型のA型インフルエンザであることが確認され、家禽等の移動制限が開始されました。14日から16日の3日間で飼養鶏の殺処分、殺処分された鶏の密封、運搬、また焼却、消毒作業が行われましたが、保健所等の職員108名が従事者の健康診断や防護服の着脱指導を実施したところでございます。なお、16日に動物衛生研究所でH5N1亜型のA型インフルエンザであることが確認されております。

1 ページにお戻りください。福祉保健部では主に人への感染防止対策及び食鳥、鶏卵等の安全性について対応しておりますが、その概要を御説明いたします。2の(1)の農場関係者は、農場関係者7名、職員以外の立入者5名の合わせて12人ですが、全員の疫学調査を実施し、タミフルの予防投与を行ったところです。現在、その家族を含めた38人の健康観察を実施しておりますが、健康状態に異状はございません。なお、農場経営者を除く37人につきましては、22日で10日間の健康観察期間が終了しております。

(2)の防疫等従事作業者は、14日から16日までに消毒、鶏の殺処分、密封、トラックへの積み込み作業に従事した212名でございますけれども、そのうち、170人にタミフルの予防投与を行いました。現在この212人全員の健康観察中でございますが、作業後に発熱症状のある方はおられましたが、鳥インフルエンザを疑う症状のある方はございません。また、運搬、焼却作業に従事した62人につきましても健康観察中ですが、鳥インフルエンザを疑う症状の方はおられませ

ん。(3)の健康調査等従事者は、防疫などの作業従事者の健康診断及び防護服の着脱指導を行った健康増進課及び宮崎市を含みます9保健所の職員31名でございますけれども、うち4名がタミフルを予防内服しております。現在31人の健康観察を行っておりますが、健康状態に異状はございません。(4)の防疫等作業従事者の救急対応について、宮崎大学医学部附属病院に14日から16日まで3日間の作業従事者の救急対応をお願いしたところでございますけれども、15日に針による刺し傷、16日に石灰、消石灰が目に入ったことによる痛みのため2人の方が受診されました。また、宮崎市消防局にも救急対応を依頼しておりましたけれども、救急車による対応はございませんでした。

3の相談窓口の設置についてでございますけれども、12日に健康増進課及び宮崎市を含みます9保健所に相談窓口を設置いたしました。21日現在で182件の相談がありました。その主なものは、死んだ鳥の取り扱いに関するものが60件、卵など食品の安全性に関するものが47件、鳥インフルエンザの病気に関するものが26件などでございます。

4の県民への啓発についてでございますけれども、鳥インフルエンザの人への感染や、卵、食肉の安全性についてや、また相談窓口について県庁ホームページに掲載しますとともに、農場周辺住民向けの啓発チラシを作成いたしました。引き続き防疫作業従事者等の健康観察を行ってまいることとしております。

次に、新型インフルエンザ対策の取り組みについてでございます。4ページをごらんください。表に記載されていますように、1月15日現在で世界10カ国で高病原性鳥インフルエンザの感染者数が267名、そのうち、161名の方が亡く

なっております。人から人に感染する新型インフルエンザ発生の危険性がさらに高まっている状況でございます。

3 ページにお戻りください。このような状況を受けまして、国におきましては、昨年5月29日に鳥インフルエンザの人への感染が見られた段階で指定感染症に指定する方針等を明記するなど新型インフルエンザ対策行動計画の改定を行い、6月2日には政令でH5N1インフルエンザを指定感染症に指定をしたところでございます。このようなことを受けまして県におきましても、12月21日付で新型インフルエンザ対応指針の改定を行ったところでございます。現在、対応指針に基づきまして各種関係者会議等の開催による危機管理体制の整備、インターネット等を通じた情報収集、保健所を中心とした医療体制の確保、インフルエンザウイルス薬でございますタミフル備蓄の検討、県庁ホームページを活用した県民への情報提供などに鋭意取り組んでいるところでございます。特にタミフルの確保につきましては、19年度までに9万6,000人分を確保することとしておりますが、17年度に1万3,300人分、18年度に4万4,480人分の合計5万7,780人分を確保し、19年度に残りの3万8,220人分の確保を予定しているところでございます。

次に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正についてでございます。5 ページをごらんください。生物テロの未然防止のための病原体等の管理制度の創設、また医学的知見の進展を踏まえての感染症分類の見直し、さらに結核対策の感染症の中の統合など、総合的な感染症予防対策を推進するために昨年12月8日に法律の一部を改正する法律が公布されましたので、その概要について御説明

をいたします。2の(1)の病原体等の管理体制の確立についてであります。2001年のアメリカの同時多発テロの直後に炭疽菌テロ等が発生いたしました。これらのことを踏まえまして、生物テロに使用されるおそれのある病原性微生物などの適正な管理体制を確立するために約50種類の病原体について、病原性、国民の生命、健康に与える影響に応じて4分類し、それらの取り扱いについて規制することとなりました。①の一種病原体等は、テロに使用された場合、最も影響が大きく、厳格な取り扱いが求められるもので、国または法令で定める法人以外の所持、輸入などが原則禁止されます。②の二種病原体等は、所持、輸入等をしようとする場合、厚生労働大臣の許可となります。試験研究などの目的で厚生労働大臣の許可を受けた場合のみ所持、輸入、譲り渡し、譲り受けが可能となります。③の三種病原体等は、事前規制はございませんが、所持または輸入した日から7日以内に病原体などの種類を厚生労働大臣に届け出ることが義務づけられております。④の四種病原体等は、許可、届け出などの対象とはなりません。取り扱いに關しての基準の遵守が求められております。

(2)の感染症類型の見直しにつきましては、6 ページをごらんください。感染症の類型を記載しております。今回の改正では、最新の科学的知見を踏まえまして、一類感染症に南米出血熱が追加となっております。また、平成15年の法改正で一類感染症に位置づけられておりました重症急性呼吸器症候群、いわゆるSARSでございますけれども、これは二類感染症に変更となりました。また、あわせて結核が同じく二類感染症に位置づけられたところでございます。また、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチ

フスにつきましては、上下水道の整備等により感染機会が減少したことや、抗生物質による治療が確立していることなどから、入院措置が可能な二類感染症から、今回、腸管出血性大腸菌感染症と同様に特定職種への就業制限にとどまる三類感染症に変更されたところでございます。

5ページにお戻りください。(3)の情報収集・公表につきましては、慢性の感染症の患者及び疑似症患者の届け出制度を創設するとともに、厚生労働大臣及び都道府県知事に対して感染症に関する情報の積極的な公表が義務づけられました。(4)の人権に配慮した手続の整備につきましては、患者等の人権を尊重する観点から、就業制限、入院勧告などの措置に関して感染症の診査に関する協議会の意見聴取、また患者の意見陳述や苦情申し出などの手続が整備されることとなりました。(5)の結核予防法の統合につきましては、総合的な結核対策を推進するために、結核は新たに感染症法の二類感染症として位置づけられましたので、結核予防法を廃止することとなりました。これに伴いまして、現在、結核の診査に関する協議会で診査しております結核の医療などにつきましては、感染症の診査に関する協議会で診査することとなります。これに伴いまして、2月定例議会におきまして協議会に関する条例の改正をお願いすることとしております。よろしく願いいたします。

健康増進課は以上でございます。

○中野一則委員長 説明が終了いたしました。質疑はありませんか。

○内村委員 まず、障がい者の就労に関する調査についてお尋ねします。20ページの自由意見の要約ということですのでばらばらしい調査をされていると思います。この前、知的障がい者の方の手

をつなぐ会がありまして、そこで伺ったことなんですが、介護福祉の専門学校に行かれた方がヘルパーの2級を取ったんだけど、ボランティアで受け入れをしてもらえなくても、就職となったとき全然ないとおっしゃるんですが、こういうことの指導とか、そういう声は聞いていらっしゃらないか、お尋ねします。

○靄田障害福祉課長 今の問題につきましては、私どもの方も新規事業を立ち上げまして、特に知的障がい者の方々の2級介護ヘルパーを取れる新規事業をつくっております。御案内のように本年度15名程度の、養護学校の卒業生を含めて、在宅の方も含めての数でございますけれども、一定程度の有資格者が出ますので、特に今後を含めましては、障がい者自立支援を含めまして事業所指定、そういうところが出てきますので、こういう方々の活用を積極的にお願いますように、事業者に対してのお願いを強めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○内村委員 そういう指針を持っていらっしゃるといことで、そういう専門学校とか養護学校への周知みたいなのを早目に……。すごい不安を持っていらっしゃったものですから、卒業は目の前だということ、それを一つお願いすることと、もう一つ、この中には身体障がいとして一くくりにしてあるんですが、身体障がいの中での視力障がいの方から、去年の自民党のいろんな団体からの陳情を受けたときに、視力障がいの方の受け入れがない、就職先がないということの陳情があったんです。そういうことは何か検討していらっしゃらないか、聞いていらっしゃらないか、お尋ねします。

○靄田障害福祉課長 今、委員御指摘のように、私どもも特に障がい者の就労促進に力を入れた

いというふうに思っておるところでございます。さきの1月15日、まず先んじまして関係の団体の方々とも連携しながら、第1回目の意見交換会を持ったところでございます。その中には身体障がい者連合会の会長さんあたりも出てきていただいておりますけれども、それとはまた別に障がい7団体との定期的な意見交換会、ここに視覚障がいの会長であります馬場会長さんにもおいでいただいておりますので、障がい種別ごとの団体の方がその障がい者がどういう仕事に向いているのか、そういう御意見等も賜りながら、その向き向きに応じた職場開発、そういうものを頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。いずれにしましても、先ほど触れましたように、官民一体となった協議会を立ち上げて就労支援に頑張っていきたいと思っておりますので、個別に合った仕事、その開発に努力したいというふうに思っております。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

○井本委員 関連してですが、こういうアンケートで今後、完全な分析というのは済んでないでしょうけれども、障害者自立支援法の目指した目的というものは障がい者の自立と、それと同時に経費を削減するということが考えられますが、それについてはどうですか。それに対して大体いつている感じでしょうか。これだけではまだわからないですか。

○靄田障害福祉課長 これだけではちょっとわかりにくもございまして、話は別になりますけれども、今回の障がい者の自立支援に向けてその部分の国の方の補正予算も成立するやに見えておりますので、その辺の基金等の活用も含めながら、障がい者の就労あるいは自立支援に向けて検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。恐らく2月の国会で

成立するんじゃないかという情報も入っておりますので、そこ辺で頑張りたいというふうに思っております。

○井本委員 これは雇用者の方からの、事業所からの調査ですが、個人もある程度抽出して、自立支援法を皆さんどう感じているのか、どんなふうな影響があったのか、ある程度調査することが必要じゃないかと思うんですが、そんなのはなさっておるのでしょうか。

○靄田障害福祉課長 この件につきましては、視覚、聴覚、育成会、精神障がい者の団体、家族会、こういう方々との会合を定期的に持っておりますので、個々の団体から下におろしていただいて意見を上げたいというふうに思っております。また、今、委員おっしゃったような部分につきましても、一定規模で、山間地域、都市部等もございまして、その辺を含めての調査も検討してみたいというふうに思っているところでございます。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

○井上委員 関連ですけれども、やはり一般企業は収益性を追求しないといけないので、就労については障がいを理解していただくということをまず働きかけをしないといけないと思うんです。先ほどのアンケートにもありましたけれども、この努力を現実にしていただきながら、一方では、公的な機関がどうそれについて受け入れをし、それがまた民間へ流れていくというふうにごく大事だと思っております。その取り組みについてはどんなふうになっているのでしょうか。

○靄田障害福祉課長 先ほども触れましたように、1月15日に民間を含めた部分で研究会あるいは検討会をとり行ったところでございますけれども、具体的には、社団法人の宮崎県の雇用

開発協会から、経営者の部分につきましては宮崎県工業会、県の経営者協会、中小企業団体中央会、労働サイドからは連合宮崎、福祉部門あるいは教育では養護学校、PTAの協議会、障がい者団体等含めて会を持ったところがございます。特にこの中では、先ほど井上委員おっしゃったように、民間はそういう部分もあるけれども、まず公的な部分じゃないかという強い御意見が出たところがございます。したがって、この会を一過性じゃなくて継続的に続けていく形にしておりますので、その辺を含めて、行政も宮崎労働局や公共職業安定所、労働政策課を含めて関係機関が出てきておりますので、場合によっては人事委員会、その辺の御協力、御理解も賜りながら、公的なものの推進もぜひ検討してまいりたいというふうに思っているところがございます。いずれにしましても、意見交換会を継続的に行うことによって障がい者の雇用、特に公的な部分を含めての充実を研究してみたいというふうに思っております。

○井上委員 公的とまた関連のところ、そこも含めてそういう雇用に十分にさせていただいて、その実績が上がれば、またそこで働いている障がい者の皆さんが安定して仕事も続けられて、そのことが実証できると、民間の企業の方も割と安心して雇用と。最初公的機関で雇って、その後、民間に横滑りさせてということを繰り返していけば、そういう実績というのはすごく上がってくるのではないかというふうに思うんです。直接民間企業の皆さんに即雇ってくれと言われると非常に抵抗感と、それから障がい者の方を受け入れた場合の対応というのに戸惑いとかあると思うんです。まずは民間に行く前に公的機関で一回受け入れて、確実にこの点は大丈夫という実証をずっと続けていって、それを何

度も繰り返していくというのをしないと、なかなか実態として定着しない。一回は雇用していただくけれども、やっぱりだめだったということで、またそのことがかえってハードルが高くなっていくということが可能性としてはあると思うんです。そこを繰り返し公的機関がまずやって、それから民間に横に行っていただく、逆に職場をかわっていただくということも含めて、そういうシステムづくりをやっていただけるように検討いただければと思うんですけれども。

○轟田障害福祉課長 貴重な御意見ありがとうございます。障害者自立支援法の大きな流れの一つの特徴が、今、井上委員おっしゃったようなその分でございます。雇用継続事業とか雇用支援事業、そういうものが大々的に出てきております。この分につきましては、ある程度備品費も何千万か単位で交付したところがございます。中心的な部分が、社会福祉法人、そういうところが事業を切りかえていきますので、その内容を十分生かしながら、安定的に民間に移せるような支援策をぜひ社会福祉法人、市町村とも連携しながら、そういう事業の構築に頑張りたいというふうに思っております。

○井上委員 関連してですが、私は、県の障害福祉課の皆さんが通所授産所とかああいうところによく行っていただいて、その現実を見てという場面によく出会うので、そういう意味で言うと、県が来ると市町村の職員の人も来て、役所の中だけにいた人たちがそういう場所に出てくる機会というのがふえたんです。そういう意味で言う障害福祉課の取り組みをすごく私は評価をしているところなんですけれども、現実に通所作業所の皆さんを雇用とカウントするのか、雇用とはカウントしないのかというのは、これからいろいろ実績が上がってくれば違うと思う

んです。実は先日ある作業所に行きましたら、そのときに私が同行していた企業の社長が、こういう仕事ができるんですかみたいなことをおっしゃるわけです。通所作業所で仕事をされている内容が各企業の方との接点がなかなかないものですから、やれる分野というのが狭まっているところはあると思うんです。私もそういう意味で言うつながりをうまくしていなかったんだと反省に立っているわけですが、こういうことができるんですかみたいなことをおっしゃるわけです。場合によっては、通所作業所にお見えになっている皆さんのところに、企業との下請関係も含めてですけれども、そういう可能性が高いところというのはあると思うんです。ですから、作業所でやっている仕事の中身について地域といかに企業とつなぐかということについても努力をいただくと、障がい者の自立をしていくときの一つのカウントに大きくなっていくというふうに思いますので、市町村の職員さんが現実に現場に行くようになってきたということの一つ評価しつつ、そのことを広げていくのにどう今後していくのかということについて希望もし、要望もしたいんですけれども、いかがなものでしょうか。

○靄田障害福祉課長 先ほどのアンケートを含めた中にも、障がい者そのものがどういう力を持っているかわからない、企業と障がい者のマッチングの場があるとよいという御意見等もございました。先日の1月の会につきましては、障がい者職業センターの主任カウンセラー、あるいは雇用支援センターの主任指導員、就業生活支援センターの所長さん、こういう方々にもおいでいただいております。このアンケートの実態を御説明しております。したがって、井上委員がおっしゃったようなそういう支援策、

マッチングの場、これはアイデアを出しながら今後研究してまいりたい、就労支援に結びつきたいというふうに思っておりますので、御支援方よろしくお願ひしたいと思ひます。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

○内村委員 鳥インフルエンザについてお尋ねします。今回の対応は非常に早くて広がらずによかったということを経済報道でも拝見したところですが、皆さんの御苦勞に感謝したいと思ひます。その中でタミフルの服用について、1ページの(3)の中で、31人従事したうち4人がタミフルを予防内服としてありますけれども、仕事の頻度にもよるんじゃないかと思ひますが、基準とかそれはどういふふうにするのか、お尋ねいたします。

○相馬健康増進課長 (3)の健康調査等の従事者についてというのは、保健所の職員が、防護服を着て中に入って作業する作業員の方たちの防護服の着脱、特に脱ぐときに表面についていたウイルスを吸入しないように、脱ぐときの注意をしっかりと、12人がチームを組んで入っていったんですけれども、保健師等もちゃんと防護服は着ていますけれども、非常に間近にそういった対応をしたものですから、31名のうち4名がタミフルの服用を希望したということで予防内服になったところでございます。リスクとしては非常に少ないわけでございますけれども、ただ本人が心配で希望したということで4人には予防内服をしたという状況です。

○内村委員 タミフルを服用して効き目と申しますか、それはどういふふうな、いつぐらいとか、それがすぐわかるとか、あるんですか。

○相馬健康増進課長 タミフルは予防内服と申しましては、接触後に1日1カプセル10日間を服用するように指導しております。タミフルの予

防内服の効果というものは科学的に証明されたものはございません。ただ、予防治療薬でございますので、予防効果はあるだろうということで使用しているような状況でございます。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

○井上委員 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正の中身のことなんですけれども、生物テロに使用されるおそれのある病原性微生物等の適正な管理体制を確立するというので4つ分類をされていますが、可能性としては宮崎にこういう管理体制、いわゆるこういうのを保持しているというところについては十分に把握されていて、その可能性のあるところについての動きというのは県はしっかりと把握ができるようにしてあるんでしょうか。

○相馬健康増進課長 現時点においては把握はしておりません。ただ、私の推測で物を言っただけは申しわけないと思いますけれども、一種病原体、二種病原体については県内では保有しているところはないのかなと思っています。三種の結核菌等につきましては、結核の患者さんおられますので、病院等で検査をして、その検体を保存していることはあり得るのかなと思います。三種病原体、四種病原体につきましてはですね。このあたり今後届け出等が、許可等が必要になってまいりますので、そのあたりも調査等をしていく必要があるのかなと思っています。

○井上委員 私たちでも、ハムの中にボツリヌス菌が何とかかんとかと言うじゃないですか。そういうことを考えると、自宅でそれを培養といたらおかしいけれども、可能なかなと思ったりいろいろするわけですけども、少なからず検体を持っているところについての的確な把握についてはしておいていただける、主に病院

なのかなというふうに思いますけれども、そういうことについては把握をしておいていただくといいかなというふうに思います。

○相馬健康増進課長 所持する対象としましては検査機関とか、また研究所、あと医療機関等になろうかと思っておりますけれども、そのあたりしっかり把握をしてみたいと思います。

○太田委員 鳥インフルエンザの件ですが、初動防疫体制が見事に成功しているんじゃないかと思いますが、今後これに関して発生がないように望むばかりなんですけれども、参考にといいことでお聞きしたいと思います。水も漏らさぬ体制をとっておられるということで、防護服のことなんです。例えば防護服なんかは一回使ったら消毒して再使用するのか、焼却処分するのか、参考にお聞きしたいと思います。

○相馬健康増進課長 皆さん新聞、テレビで防護服の格好は見られたと思いますけれども、ゴーグルと長靴以外については全部焼却というか、使い捨てです。一回使ったら全部感染防御用のビニールにしまいまして、焼却処分という形で対応しております。ゴム長靴とゴーグルについては消毒をした上で再使用をしているという形です。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

○宮原副委員長 新型インフルエンザの対策の取り組みについてというところの(4)のタミフルの確保というところで、平成19年度まで入れたときに県が確保すべき量が9万6,000人分、これは県が確保すべきですから、当然国も別に確保しているんですかね。

○相馬健康増進課長 日本の国全体で2,500万人分を備蓄することとしております。そのうち、2,100万人分を国と都道府県が分担して分けるといって、国の方が1,050万人分、都道府

県で同じく1,050万人分を確保するというところで、宮崎県の分としまして9万6,000人分を備蓄するという方向が出されているところでございます。

○中野一則委員長 障がい者の就労調査について説明がありましたが、1ページの資料の中で58.8%の回収率とありましたが、この数値には満足されておられるんですか。

○霧田障害福祉課長 このたぐいのデータからすれば我々は満足した数字でございます。6割近い数というのは満足しております。

○中野一則委員長 これからの調査報告はいろいろ参考になると思うんですが、200名以上の調査で事業所よりも回収数が多い数値になっているんですが、下に注意書きもあるんですが、どういう意味でしょうか。

○霧田障害福祉課長 これにつきましては、3の調査対象先及び回収結果、この1行目で、まず我々は平成16年度の事業所・企業統計調査をもとに行ったわけでございます。ところが、平成18年ですか、2年たって例えば県内にデルとかそういうところができ上がってきている。また事業所によっては例えば299名あったところが300名に繰り上がったとか、そういうことで企業の規模が少し大きくなっている。下のランキングから上のランキングに上がってきている。こういうことで御理解賜ればありがたいというふうに思っております。

○中野一則委員長 雇用情勢がなかなか回復しないのに、かなり事業所数がふえたという説明でありましたが、事業所数が完全に把握されていないんじゃないかなという気がいたします。それからすると回収率が100%を超えるということはおかしいという気がいたしました。調査のときには完全な事業所数の把握というものを今

後もしていただきたいと思えます。

それから、29名以下の事業所数がざっと計算して5万2,000カ所あるようですが、しかし、回収したものは4,000件ですから、暗算をすれば7～8%ということになると思うんですが、これで満足いける数値ということではないんですかね。

○霧田障害福祉課長 おっしゃるように確かにその分もあるんですけども、この5万6,000カ所というのはとてつもない数字でございます、そこにございますように、その大体5分の1ということに整理したところがございます。多ければ多いほどがベターだと思うんですけども、これが我々課がやり得た最大の努力ということで御理解賜りたいと思えます。しかし、委員長がおっしゃった部分につきましては、今後鋭意努力は重ねていきたいというふうに思っているところでございます。

○中野一則委員長 回収率が50%以下がありますが、提出しなかった、回答しなかったところこそ問題があるかもしれませんから、そのあたりはぜひ追跡して調査していただきたいと、このように思います。

それから、鳥インフルエンザのことで質問いたしますが、既に全世界で161名が亡くなって、人から人への感染というものが高まっているということですが、この高まっていることのAランク、Bランク、Cランクとかそういう数値があるんですか。今どういう位置に来ているとか、高まっているというのは心配する向きもあるわけですが、そういう危険度というのはどの辺りに来ているんですか。尺度があれば教えていただきたいと思えます。

○相馬健康増進課長 国の方では新型インフルエンザの段階を6段階に分けておりまして、6段階のうちの現在は、人への新しい亜型のイン

フルエンザ感染が確認されているけれども、人への感染は基本的にない、人・人感染はまだないという状況のフェーズ3の段階でございます。フェーズ3をまた海外発生と国内発生に分けているところでございますけれども、国内発生はないということで、フェーズ3のAの段階というふうに考えております。

○中野一則委員長 それは危険度の6段階のどの段階という意味ですか。

○相馬健康増進課長 6段階に分けた下から3番目の段階です。

○中野一則委員長 まださほど心配するところまではないというふうに理解していいわけですね。

○相馬健康増進課長 世界の発生状況を見ますと、毎年毎年、鳥から人への感染がふえているという状況で、これがいつ人・人の感染のタイプに変わるかということとはわからないわけですが、ただ、鳥から人の感染がふえるということはそれだけ人・人に感染するウイルスが出てくる可能性がふえているというふうに考えていただいているのかなと思っております。そういう意味で国の方におきましても、H5N1インフルエンザは指定感染症として、鳥に限らず、人に限らず、鳥・人であろうと、人・人感染であろうと、早目に対応できるような体制をつくろうということで、6月2日に指定感染症に指定をして対応の強化を図ったところがございます。

○中野一則委員長 私の祖父もスペイン風邪で亡くなっておりますので、心配しているんですが、そういうことにならないようお願いしたいと思います。

そういう中で鳥インフルエンザが発生した1月11日、宮崎の家保に届け出があったのが13時、

そして健康増進課か衛生管理課かどっちかわかりませんが、15時30分、2時間後に報告を受理されておりますが、この2時間の差というのは、極めてスムーズに報告があったと見るべきなのか、遅かったと見るべきなのか、どちらなんでしょうか。

○相馬健康増進課長 発生の届けが13時30分にあって、それから家畜保健所の職員等が現場に行き現場の確認等を行った上での報告でございますので、決して遅い対応じゃなくて早い対応だったというふうに考えております。

○中野一則委員長 早かったというふうに理解されているわけですね。私はそうかなと思うんですが、いいでしょう。ぜひこういうものが即座に報告ができるような体制をより早めていただくようお願いをしておきたいと思っております。

○井本委員 この農家に対しては何か守ってやる体制はあるんですか。補償とかどんなふうになっているんですか。

○相馬健康増進課長 農家に対する補償等につきましては、農政サイドの方であるようにございますけれども、私どもしっかり把握しておりません。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

では、その他で何かありませんか。

○井本委員 こちらの課でいいと思うんですが、今度医療改革がなされて、リハビリの件ですけれども、これが最長半年ですか、6カ月ぐらいで切られるということで、現実を言うてくる人が、半年は短いと。症状固定ということで切ってしまうんでしょうけれども、実際のことを言うて経費を浮かさんがためにこういうことをするんでしょうけれども、そのために今度は介護保険の方に回したりとかいろいろ知恵を使って、病名を変えたりとかしているいろいろやっ

ているみたいですけども、そういうのは聞こえてきますか、どうですか。

○田中福祉保健部次長 以前出た問題だと思えますけれども、いわゆる脳卒中後遺症とかいろんな部位によってリハビリテーション期間が違うということだと思いますが、先月12月末に国からも再度通知が来ましたが、リハビリテーションの効果があれば続けてもいいというような通知でございまして、決して期限が来たから切ってもいいという話ではございませんので。

○井本委員 もう一回確認するけれども、効果があったとだれが認めるわけですか。医者が認めるんですか。

○田中福祉保健部次長 医療リハビリテーションを継続することにより状態の改善が期待できるものと判断された方については、算定できる日数の上限を過ぎても医師の判断によりリハビリテーションを継続することが可能だというようなことでございます。

○井本委員 それはきちっと出たんですね。法的に政令か何かで出ているわけですね。

○田中福祉保健部次長 国からの通知で来ております。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則委員長 以上をもって福祉保健部を終了いたします。執行部の皆様方、大変御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後0時1分再開

○中野一則委員長 委員会を再開いたします。

何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則委員長 ないようですので、以上をもって委員会を終了いたします。委員の皆様には大変お疲れさまでした。

午後0時1分閉会